



#### ○控除を受けるための手続き

必要書類を添付し、確定申告をしてください。

※給与所得者は、控除を受ける最初の年に確定申告をすると、翌年以降は年末調整で控除が受けられます。

#### ○その他

- ①この控除を受けるには、一定の要件があります。
- ②合計所得金額が 3,000 万円を超える年分は、この控除を受けられません。
- ③入居した年及びその年の前後 2 年以内に譲渡所得の課税の特例（居住用財産の譲渡所得の特別控除など）を受けている場合、この控除は受けられません。
- ④「住宅特定改修特別税額控除」又は「認定住宅新築等特別税額控除」を受ける場合この控除は受けられません。

#### ○住宅ローン減税の延長措置（令和 3 年度税制改正）

- ①現行の控除期間 13 年の措置について、契約期限（注文住宅は令和 2 年 10 月～令和 3 年 9 月、分譲住宅等は令和 2 年 12 月～令和 3 年 11 月）と入居期限（令和 3 年 1 月～令和 4 年 12 月）を満たす人に適用されます。
- ②控除期間 13 年の措置の延長分については、床面積要件を 40 m<sup>2</sup>以上に緩和します。ただし、合計所得金額が 1,000 万円以下の人に限定します。
- ③床面積要件が 50 m<sup>2</sup>以上の場合は、所得要件等について変更はありません。

## (2) 住宅耐震改修特別控除

#### ○対象となる住宅

平成 18 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに、自己の居住の用に供する家屋（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築した住宅で現行の耐震基準に適合しないものに限り。）の住宅耐震改修を行った場合、その年分の所得税について税額控除が受けられます。

#### ○控除を受けるための手続き

必要書類を添付し、確定申告をしてください。

## (3) 住宅特定改修特別税額控除

#### ○対象となる住宅

平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までにマイホームを、①特定個人※が一定のバリアフリー改修工事や、②個人が一定の省エネ改修工事又は、③個人が多世帯同居改修工事等をして居住の用に供した場合、その年分の所得税について税額控除が受けられます。